

平成 27 年度

東三河広域連合一般会計
歳入歳出決算審査意見書

東三河広域連合監査委員

28 東三監委第 4 号
平成 28 年 7 月 28 日

東三河広域連合長 佐 原 光 一 様

東三河広域連合監査委員 大須賀 俊 裕
同 大 竹 利 信

平成 27 年度東三河広域連合一般会計決算審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 27 年度東三河広域連合一般会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	-----	1 頁
第2 審査の期間	-----	1 頁
第3 審査の方法	-----	1 頁
第4 審査の結果	-----	1 頁
第5 決算の概要	-----	1 頁
1 一般会計	-----	1 頁
(1) 概 況	-----	1 頁
(2) 歳 入	-----	2 頁
(3) 歳 出	-----	3 頁
2 財産に関する調書	-----	5 頁
第6 審査意見	-----	5 頁

(注) 比率(%)は、原則として各計数ごとに小数点以下第3位を四捨五入した。
したがって、構成比率(割合)の合計が100とならないことがある。

平成 27 年度東三河広域連合一般会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の対象

平成 27 年度東三河広域連合一般会計歳入歳出決算

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 7 月 25 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類について、関係職員の説明を聴取するとともに、例月出納検査の結果及び定例監査の結果も参考にして、計数の正確性、事務処理の正否、さらに予算執行上の適否について実施した。

第 4 審査の結果

一般会計の決算書及び決算付属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。

また、予算の執行方法についても適法であり、適正に執行されているものと認められた。

審査の概要及び意見は次のとおりである。

第 5 決算の概要

1 一般会計

(1) 概 況

一般会計の予算現額は、当初予算額 207,605,000 円のところ補正予算で 10,000,000 円を増額し、217,605,000 円となっており、これに対する決算額は、次のとおりである。

歳 入 207,321,480 円 (予算現額に対する割合 95.27%)

歳 出 203,018,141 円 (予算現額に対する割合 93.30%)

差引額 4,303,339 円

東三河広域連合(以下「広域連合」という。)設立後 2 回目の決算であり、実質収支は 4,303,339 円、単年度収支は 4,055,898 円の黒字となっている。

2 年度の決算収支状況は、次表のとおりである。

年度別一般会計決算収支状況表

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形 式 収 支 ③ = ① - ②	翌年度へ繰り越 すべき財源④	実 質 収 支 ③ - ④	単 年 度 収 支
27 年 度	207,321,480	203,018,141	4,303,339	0	4,303,339	4,055,898
26 年 度	1,455,000	1,207,559	247,441	0	247,441	247,441
差 引	205,866,480	201,810,582	4,055,898	0	4,055,898	3,808,457

注：単年度収支＝当年度の実質収支－前年度の実質収支

(2) 歳 入

一般会計の歳入決算状況は、次表のとおりである。

一般会計歳入決算状況表

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額に対する 収入済額の増減	調定額に対する 収入率	収入済額 の構成比
分担金及 び負担金	191,086,000	185,063,289	185,063,289	0	0	△ 6,022,711	100	89.26
県支出金	26,017,000	21,911,165	21,911,165	0	0	△ 4,105,835	100	10.57
繰越金	1,000	247,441	247,441	0	0	246,441	100	0.12
諸 収 入	501,000	99,585	99,585	0	0	△ 401,415	100	0.05
計	217,605,000	207,321,480	207,321,480	0	0	△ 10,283,520	100	100

当年度の歳入決算額は 207,321,480 円で、予算現額 217,605,000 円に対する収入率は 95.27%、調定額に対する収入率は 100%となっている。

収入の内訳は、分担金及び負担金が 185,063,289 円、県支出金が 21,911,165 円、繰越金が 247,441 円並びに預金利子などの諸収入が 99,585 円となっている。

分担金及び負担金は、すべて市町村負担金であり、歳入総額の 89.26%となっている。その内訳は、共通経費である管理費負担金 132,875,000 円及び事業費負担金 52,188,289 円に区分されている。事業費負担金の内訳は滞納整理事業費負担金 9,303,000 円、消費生活事業費負担金 4,436,000 円、介護保険事業費負担金 1,219,289 円、監査指導事業費負担金 21,130,000 円、障害福祉事業費負担金 7,300,000 円、都市計画事業費負担金 1,300,000 円及び広域行政推進事業費負担金 7,500,000 円である。

県支出金は、県補助金及び県交付金で構成されており、歳入総額の 10.57%となっている。県補助金の内訳は、事業費補助金として消費生活事業費補助 17,140,165 円及び広域行政推進事業費補助 4,043,000 円であり、総務費補助金として一般管理費補助 617,000 円となっている。県交

付金は、権限移譲交付金 111,000 円である。

繰越金 247,441 円は前年度の市町村負担金収入によるものであり、当年度の管理費負担金の事務費負担金から控除して精算をしている。

諸収入 99,585 円は、預金利子 20,404 円、雇用保険の本人負担分 77,707 円及び履行遅延による損害金 1,474 円である。

管理費負担金と事業費負担金の市町村別負担金の状況は次表のとおりである。

市町村別負担金一覧表

市町村名	管理費負担金	構成比	事業費負担金	構成比	合計	構成比
	円	%	円	%	円	%
豊橋市	65,380,858	49.20	26,212,071	50.23	91,592,929	49.49
豊川市	31,937,570	24.04	13,144,285	25.19	45,081,855	24.36
蒲郡市	14,092,246	10.61	4,109,992	7.88	18,202,238	9.84
新城市	8,490,756	6.39	3,511,191	6.73	12,001,947	6.49
田原市	11,183,654	8.42	3,431,128	6.57	14,614,782	7.90
設楽町	941,462	0.71	904,062	1.73	1,845,524	1.00
東栄町	631,725	0.48	491,177	0.94	1,122,902	0.61
豊根村	216,729	0.16	384,383	0.74	601,112	0.32
計	132,875,000	100	52,188,289	100	185,063,289	100

市町村負担金は、広域連合規約第 17 条第 2 項別表に定める負担割合に基づき適正に処理されているものと認められた。

(3) 歳 出

一般会計の歳出決算状況は、次表のとおりである。

一般会計歳出決算状況表

区分	予算現額	支出済額		翌年度繰越額	不用額	
		金額	執行率		金額	予算現額に対する率
	円	円	%	円	円	%
議会費	4,475,000	3,327,104	74.35	0	1,147,896	25.65
総務費	132,220,000	128,342,855	97.07	0	3,877,145	2.93
事業費	80,760,000	71,348,182	88.35	0	9,411,818	11.65
公債費	50,000	0	0	0	50,000	100
予備費	100,000	0	0	0	100,000	100
計	217,605,000	203,018,141	93.30	0	14,586,859	6.70

当年度の歳出決算額は 203,018,141 円で、予算現額に対する執行率は 93.30%、不用額は 14,586,859 円となっている。

議会費の予算現額は 4,475,000 円である。支出済額 3,327,104 円は、歳出総額の 1.64%となっている。支出済額の主なものは、議員活動費 2,202,580 円である。不用額 1,147,896 円は、予算現額の 25.65%となっており、この主なものは、旅費 631,420 円及び委託料 443,632 円である。

総務費の予算現額は 132,220,000 円である。支出済額 128,342,855 円は、歳出総額の 63.22%となっている。支出済額の主なものは、一般管理費のうち職員人件費 80,499,626 円及び総務事務費 40,776,296 円である。不用額 3,877,145 円は、予算現額の 2.93%となっており、この主なものは、一般管理費の使用料及び賃借料 649,964 円及び備品購入費 542,216 円である。

事業費は、当初予算額 70,760,000 円のところで、補正予算で 10,000,000 円を増額し、予算現額は 80,760,000 円となっている。支出済額 71,348,182 円は、歳出総額の 35.14%となっている。支出済額の主なものは、監査指導事業費のうち社会福祉法人監査指導事業費 20,938,664 円、消費生活事業費のうち消費生活相談事業費 17,930,932 円及び広域行政推進事業費のうち広域連携調査研究費 10,405,970 円である。

公債費は全額未執行となっており、予備費は全額不用額となっている。

次に、支出済額の節別・性質別決算状況は、次表のとおりである。

節別・性質別決算状況表

節 別 決 算 額			性 質 別 決 算 額		
区 分	金 額	構成比率	区 分	金 額	構成比率
報 酬	13,005,300	6.41	人 件 費	27,154,877	13.38
給 料	7,808,400	3.85	物 件 費	67,258,152	33.13
職員手当等	3,404,164	1.68	補 助 費 等	107,106,487	52.76
共 済 費	2,937,013	1.45	普通建設事業費	1,498,625	0.74
報 償 費	3,732,160	1.84			
旅 費	1,704,120	0.84			
需 用 費	11,818,549	5.82			
役 務 費	4,545,991	2.24			
委 託 料	41,685,289	20.53			
使用料及び賃借料	4,698,344	2.31			
備品購入費	4,321,343	2.13			
負担金、補助及び交付金	103,357,468	50.91			
計	203,018,141	100	計	203,018,141	100

性質別の決算額の主なものは、人件費では報酬、給料及び職員手当等であり、物件費では需用費及び委託料等であり、補助費等では報償費及び負担金、補助及び交付金等である。負担金、補助及び交付金 103,357,468 円のうち主なものは、派遣職員人件費負担金 70,392,982 円及び併任職員人件費負担金 31,647,683 円である。

2 財産に関する調書

当年度中における財産の異動及び当年度末現在高の状況は、以下のとおりである。なお、公有財産、債権及び基金はない。

重要な物品（四輪自動車及び取得価格 1 件 100 万円以上）の状況

区 分	前年度末現在高	年度中増減高	年度末現在高
小型乗用自動車	0	1	1

第 6 審査意見

広域連合は、平成 27 年 1 月 30 日に設立され、2 年目となる。

当年度は、共同処理事務では、消費生活相談等に関する事務のうち消費生活相談員の育成及び消費者啓発事務、社会福祉法人の認可等に関する事務、障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務を開始している。その他の共同処理事務でも滞納整理及び航空写真撮影等に関する事務では、平成 28 年度からの実施に向け準備を行い、介護保険事業についても平成 30 年度からの保険者の統合に向けて調査や検討を実施した。その他にも「ほの国こどもパスポート事業」により公共施設の利用促進等を進めている。

広域連携事業や権限移譲事務等についても新たな広域行政の展開のため調査研究を実施しているが、広域連携事業では東三河アンテナショップ実現可能性調査を実施し、東三河のブランド化を目指すべきアンテナショップのコンセプト及びモデルを構築した。

一般会計の歳入歳出決算は、歳入 207,321,480 円、歳出 203,018,141 円で、実質収支は 4,303,339 円の黒字となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金 185,063,289 円であり、歳入総額の 89.26% を占めている。

歳出では、総務費が歳出総額の 63.22% を占め、主なものは職員人件費及び総務事務費となっている。事業費は歳出総額の 35.14% であり、事業等の概要については前述したとおりである。

広域連合は、前年度まで構成市町村がそれぞれ実施していた事務を共同で処理し、効率的で効

果的な行政を着実に展開しているところである。広域連合が東三河住民に一層理解されるよう構成市町村と十分に調整を図り、共同処理事務の充実に努められたい。さらに広域連携事業や権限移譲事務等の事務を段階的に取り入れ、東三河住民の暮らしの向上と地域の振興発展のため、「成長する広域連合」を目指し進まれるよう希望するものである。